

## 愛知地方最低賃金審議会 第1回検討小委員会議事録

令和3年7月13日（火曜日）

午前10時～午前11時

名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

出席（公益代表委員） 中山徳良委員長、中山恵子委員長代理、鈴木委員、長谷川委員  
(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員  
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員  
(事務局) 高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、宮下賃金指導官、  
森賃金指導官、久保賃金調査員

### 発言者、発言内容

#### 宮下賃金指導官

ただ今より、令和3年度愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会を開催します。本日の委員の出席状況は公益の小野木委員が欠席です。本日の資料として、会議次第と共に配りした資料の他に、中央最低賃金審議会で配付されました主要統計資料をお配りしていますので、資料として審議にご活用いただければと思います。

本検討小委員会の委員は、7月1日に開催された第500回本審にて委員11名が指名されました。お手元の資料No.1に委員名簿を付けていますので、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

なお、検討小委員会の委員長及び委員長代理は、検討小委員会規程第2条第2項に基づき、公益代表委員による打合せにより、委員長に中山徳良委員、委員長代理に中山恵子委員が選任された旨、本審にて御報告いただいています。

では、中山徳良委員長に御挨拶をお願いします。

#### 中山徳良委員長

検討小委員会の委員長を拝命しました中山徳良です。皆様の御意見を伺いながら、円滑に議事を進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

#### 宮下賃金指導官

ここからの議事進行を中山徳良委員長にお願いします。

#### 中山徳良委員長

始めさせていただきます。本日の議事録の署名者について、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

( 中塚委員、梶原委員 了承 )

**中山徳良委員長**

本委員会の公開について御意見を伺います。これまで、検討小委員会は特質の必要性にかかる率直な意見交換をするために、非公開としています。

本年度の取り扱いについて御意見を伺います。労働者側いかがですか。

**中塚委員**

昨年同様で、非公開でお願いします。

**中山徳良委員長**

使用者側いかがですか。

**梶原委員**

昨年同様でお願いします。

**中山徳良委員長**

それでは、本検討小委員会は、非公開といたします。次に、検討小委員会の議事録の公開について意見を伺います。労働者側いかがですか。

**中塚委員**

議事録についても、昨年同様でお願いします。

**中山徳良委員長**

使用者側は、いかがですか。

**梶原委員**

はい、昨年同様でお願いします。

**中山徳良委員長**

それでは、議事録は非公開とし、議事要旨のみを公開することとします。

では、議題の（1）特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について、7月1日に開催した第500回本審において、労働者側から提出された7業種にかかる特定最低賃金の改正の申出書、それから1業種にかかる特定最低賃金の新設決定の申出書を踏まえ、愛知労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無、及び愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について諮問がされています。

この諮問を受けて、本審において本検討小委員会で検討する、とされたところです。委員の皆

様の円滑な審議への御協力をよろしくお願ひします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

### 高橋賃金課長

特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について審議をしていただくにあたり、次第と共に綴っています関係資料 No. 2 から No. 4 の説明をさせていただきます。

まず、特定最低賃金の改正については、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年 3 月 8 日に愛知県特定最低賃金 7 業種について意向表明がありました。

14 ページの資料 No. 4 「最低賃金引上げ状況等の推移（愛知）令和 2 年度版」を御覧下さい。平成 23 年度から令和 2 年度までの最低賃金引上げ状況等の推移をまとめていますが、左端の区分の欄をご覧いただきますとおり、地域別最低賃金の下に、特定最低賃金 9 業種が掲載されています。7 業種とは、特定最低賃金欄の一番上に掲載の「染色整理業」から、「自動車（新車）小売業」までの業種になります。

本年 6 月 24 日に、同連合会より、この 7 業種について、特定最低賃金改正の申出書が提出されています。次に、3 ページの資料 No. 2 「令和 3 年度特定最低賃金の改正、新設決定に関する申出書の内容等一覧」は、その申出の内容を一覧表に取りまとめたものです。表の左側に産業分類名で特賃の改正 7 業種と、新設決定申出の百貨店、総合スーパーを掲載しています。表の左端から 3 列目の「①申出ケース」欄に記載とおり、全て労働協約ケースによる申出となっています。

同表中の④から⑨欄の「申出の合意労働者数等」の数字は、提出された申出書を基に集計したもので、なお、申出労働組合の状況は、資料の 4 ページから 12 ページに業種ごとに取りまとめられています。同じく資料 No. 2 の「⑩の合意比率」は各業種上下 2 段でパーセントを記入しています。黄色で網掛けした下の数値が、労働協約の適用を受ける労働者の比率となっています。これによって、改正申出のあった 7 業種共に労働協約ケースでの「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のもの」を含む労働協約であることが御確認いただけます。

⑪欄は、提出された申出書における最も低い協約額を示しており、⑫欄は、現在の特定最低賃金額を示しています。括弧書きは地賃埋没のため、地賃の金額としています。

「労働協約ケースにおける特定最賃の決定は関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできないこと」としていますので、金額審議においては、この⑪欄の金額が上限となります。従って、ピンクの差額欄記載の金額が、引上げ額としての上限になります。なお、特定最賃の改正にあたり最低賃金法第 16 条により、地域別最低賃金額を上回るものでなければならないとされていますので、「改正の必要性あり」とされた場合は、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならぬことも、申し添えさせていただきます。

資料 No. 2 の表の一番下に、新設決定の申出がありました「百貨店、総合スーパー」を記載しています。改定と同様に、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年 3 月 8 日に意向表明があり、6 月 24 日付けにて申出を受理しています。産業分類では「I561」となります。本日の資料末尾の 15 ページに、参考として日本標準産業分類の資料を付けています。中分類 56 の

「各種商品小売業」の中の小分類 561 が、百貨店、総合スーパーとなっています。労働協約ケースでの「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね 2 分の 1 以上のもの」を含む労働協約となっています。

次に、資料 No. 3 ですが、これは最低賃金決定要覧に掲載の特定最低賃金改定申出業種ごとにおける事業場数・労働者数の推移を表にしたものです。

最後に、資料 No. 4 は、「最低賃金引上げ状況等の推移（愛知）令和 2 年度版」で、平成 23 年度から令和 2 年度までの地賃と特定最低賃金 9 業種の引き上げ額等の変遷です。この表で、網掛けになっている部分について説明します。

自動車（新車）・同部品小売業は平成 19 年 12 月 16 日の改定が最後で、平成 20 年度以降、改定されていません。染色整理業は平成 20 年 12 月 16 日の改定が最後で、平成 21 年度以降、改定されていません。各種商品小売業は平成 28 年 12 月 16 日の改定が最後で、平成 29 年度以降、改定されていません。精密機械器具製造業は平成 29 年 12 月 16 日の改定が最後で、平成 30 年度以降、改定されていません。電気機械器具製造業は平成 30 年 12 月 16 日の改定が最後で、令和元年度以降、改定されていません。

なお、第 1 回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会に提出された主要統計資料を、本日配付させていただきました。この資料は、厚生労働省 HP にも公表されています。

### 中山徳良委員長

ただ今の事務局の説明について、御質問等ありましたらお願いします。

（特になし）

### 中山徳良委員長

特ないようですので、今回の申出があった改正 7 業種、新設 1 業種について審議をします。個別の業種については、それぞれの審議過程で伺いますが、まずは申出された特定最低賃金全体についての御意見があれば伺おうと思います。労働者側委員から、お願いします。

### 中塚委員

本年度の審議について発言します。本日、労働者側から資料を 1 部提出しています。これは、労働者側で各業種別の委員会を設置しており、その委員会から出された必要性に向けた要求根拠をまとめた資料であり、見ていただけたらと思います。資料の 1 ページ目は全体に関しての意見を載せており、これを中心に発言をさせていただきます。

本審議会でも述べた内容であり、ここでは簡単に触れていいきたいと思います。

一点目はこの特定最低賃金の意義と目的です。特定最低賃金は法に基づく、企業の枠を超えた労働条件決定システムです。労使交渉の手段を持たない未組織労働者も含めて波及させていき、賃金格差を是正することに繋げ、また同じ産業の公正競争確保、そして産業全体の健全な発展を促すことを目指していることが、特定最低賃金の目的だと認識しています。労働の質にふさわしい賃金水準を示すことで、これは産業・企業の魅力を高めることにも繋がってくる部

分だと思っています。労働者からすれば、その産業で働くやりがいにつながる部分でもありますし、企業から見れば、人材確保など大きなアピールにもつながるものであり、労使双方にとって、この特定最低賃金は重要な位置づけであると認識しています。

二点目は、今年度も業種・労働協約ケースで提出させていただきました。この点、是非とも重く受け止めていただきながら今年度の審議をお願いします。

三点目は、こちらからの要望です。審議において、これまで愛知として進めてきた審議の流れを尊重した上で、ここ数年必要性に至っていない業種については参考人招致をしながら議論をしたいと考えています。この点も是非お願いします。

### 中山徳良委員長

使用者側いかがでしょう。

### 梶原委員

使用者側の考え方としては、これまでこの審議会で申しあげたとおり本年も変わらないことですが、経団連をはじめ使用者側の基本的な考え方は、地賃がこれだけ大幅な形で上がってきている状況の中で、埋没してしまう産業別の特定最低賃金が発生している状況であり、これまでと違って特定最低賃金の存在意義はどうなのかについて、疑問を持っているところです。我々は、埋没してきたものについては一定の考え方に基づいて判断をせざるを得ないということで、この場で申しあげてきたところです。しかし、労働者側のご意見、各業種、特定最低賃金に対する考え方を当然十分お聞きしつつ、特定最低賃金の必要性があるかどうかを判断していきたいと考えており、これから議論は深めていきたいと思っています。

### 中山徳良委員長

ありがとうございました。それでは、今後の審議の進め方について確認をします。

昨年は、「百貨店、総合スーパー」の新設の必要性を議論しました。そして、地賃改定額を上回ると見込まれる業種、地賃の改定額未満となる可能性がある業種、現在地賃に埋没している業種の3つに分けて議論をしましたが、本年度はどのように考えておられますか。

労働者側いかがですか。

### 中塚委員

今年度は、先ほど要望として話をしましたが、必要性に至らなかった業種は参考人を呼びたいと思っています。できればそこは2回目以降にお願いしたいです。

それも踏まえて、先に昨年度必要性があった業種を中心に審議を進めていただきたいとの思いはあります。

### 中山徳良委員長

使用者側はいかがですか。

**梶原委員**

基本的に、中塚委員がおっしゃったことで良いかと思います。参考人招致は次回、どの業種の予定でしょうか。

**中塚委員**

今のところ、染色整理業と電子・デバイス業でお一人ずつお願ひしたいと思っています。

**梶原委員**

それは次回ですか。

**中塚委員**

次回、20日にお願いしたいと思っています。

**梶原委員**

わかりました。

**中塚委員**

そこは公益委員の皆様のご意見もうかがって、問題なればこちらとしては準備を進めたいと思っています。

**梶原委員**

その前に、今年は一定程度の引上げが地質はされるのではと予想していますので、そうはいっても引上げ幅が埋没しないと思われる業種を優先的に議論したほうがよろしいのではと思います。一昨年まではそういう形をとっていたと思いますので、それでいかがでしょうか。

**中山徳良委員長**

今、上回っているのは、鉄鋼業、はん用機械製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業この4業種について改正の必要性があるかを審議することで良いでしょうか。

**梶原委員**

自動車（新車）小売業は、今年埋没する可能性があるのでとの気がしますが、これは地質の動向を見てからの方が有難いなど使用者側は思っています。

**中山徳良委員長**

自動車（新車）小売業は、外して後回しでやって欲しいということですか。

**梶原委員**

確実にと思われるは、鉄鋼業、はん用機械製造業、輸送用機械器具製造業だと思います

ので、こちらを優先的にと思いますが、いかがでしょう。

**中山徳良委員長**

労働者側はいかがでしょう。

**木戸委員**

(地賃の目安額を) 見る必要はありますか。

**中山徳良委員長**

合意できるところから早く合意しておく。そして、議論のあるところは次回以降というような進め方でいかがですか。両者とも合意できるところは、合意してしまうのがよいのではないかと思います。

**中山恵子委員長代理**

ですから、自動車(新車) 小売業が必要性なしとおっしゃっている訳ではなくて、それを除いた3業種は必要性ありとの認識でしょうか。

せっかく検討小委員会をやるので、全部継続はあまり好ましくなく、3業種だけの必要性だけでも認める方向で如何かなと公益は思います。

**中塚委員**

3回目に審議をするということでしょうか?

**中山恵子委員長代理**

2回目で決まってもいいですよ。

**中塚委員**

ただ、目安後となると3回目になるのではありませんか。

**梶原委員**

地賃が決まらないとの部分がありますので、そこですね。

**中山恵子委員長代理**

だから、ほかのものは地賃を見ないと判断できないと経営者側は思われています。

**梶原委員**

そうですね。地賃の目安がいつぐらいに出るのかというのがあると思います。

**木戸委員**

2回目で目安は見えますか。多分、見てないですよね。

**中山徳良委員長**

2回目では出ないですよね。

**梶原委員**

そうすると、3回目が8月4日ですから、実質3回目からになる可能性が高いですね。20日は参考人の方のお話を伺って、もし疑問点があればお尋ねをするという形で進めさせていただいて、最終的な判断は8月4日でまとめて行うとの形になるのが良いのではと思います。これまで、一昨年まではそのような形だと思います。昨年も実質そうです。

**中塚委員**

中央の動向を見ながらの部分はあると思います。

**中山徳良委員長**

では、鉄鋼業、はん用機械製造業、輸送用機械器具製造業の改正の必要性ありについて、いかがでしょうか。

**梶原委員**

ただ、中塚委員のほうで主張されたい点があればお伺いする時間はあってもよいのかなと思います。

**中塚委員**

特に、この3つは提出いただいたものはお手元にお配りをしていますが、それらを含めて今回の提出状況なども鑑みながら、これまでどおりの経過を踏まえれば、この3つについて必要性としては、こちらとしては問題ないと思っているところです。

主張については、それぞれお手元に配付した主張点をまとめたものを付けていますので、こちらをご覧いただくなれば、この場でということであれば当然一個一個いきますが、そこがどうかということです。

**梶原委員**

どちらでも構いませんし、そういうのがあればお聞きしたいと思っているところですし、資料を読んでおいてくれとのことであれば、それはそれで結構です。

**中塚委員**

今の流れで行くと、そこまでは大丈夫かなと思います。

**中山徳良委員長**

はい、ありがとうございます。

では、鉄鋼業、はん用機械製造業、輸送用機械器具製造業は改正の必要性ありで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 労使委員 承認 )

**中山徳良委員長**

はい。残りについては次回以降審議していくことにしたいと思います。特に、次回は参考人にご意見を伺って、議論するということにしたい。

最終的に8月4日に残りは判断することで進めていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

**梶原委員**

よろしいです。

**中塚委員**

よろしいです。新設についても前回同様で、できれば2回目でお願いしたいと思います。

**中山徳良委員長**

新設については2回目以降で議論する形ですね。

**梶原委員**

議論が当然必要だと思いますので。

**中山徳良委員長**

新設については3回目以降ではないですか。

**中塚委員**

今回は、主となる委員がいます。

**中山徳良委員長**

了解しました。

では、これで方針が決まりました。事務局からなにか説明、連絡等ありましたらお願いします。

**西尾主任賃金指導官**

次回、第2回の検討小委員会の日程について連絡します。2回目は7月20日(火曜日)午後1時30分からとなりますので、よろしくお願いします。

**中山徳良委員長**

他に、労使委員からご意見ありますか。

**中塚委員**

参考人の方の詳細は事務局へ連絡する形でよいでしょうか。

**中山恵子委員長代理**

もし、コピーするもの等あれば、事務局で対応するので連絡いただければと思います。

**中塚委員**

資料とかでしょうか、わかりました。

**中山恵子委員長代理**

ぎりぎりになるとご注意いただいたほうが良いと思います。

**中塚委員**

そこはまた、追加の資料含めやり取りをさせていただきたいと思っています。

**中山徳良委員長**

使用者側はよろしいですか。

**梶原委員**

特にありません。

**中山徳良委員長**

では、以上を持ちまして本日の委員会は閉会といたします。皆様ありがとうございました。

(署名欄)

委員長

(中山徳良委員長)

労働者側代表委員

(中保委員)

使用者側代表委員

(根原委員)

令和3年7月13日 第1回検討小委員会 議事録

## 愛知地方最低賃金審議会 第2回検討小委員会 議事録

令和3年7月20日(火)

午後1時30分～午後2時30分

合同庁舎2号館 2階北大会議室

### 出席

(公益代表委員) 中山徳良委員長、中山恵子委員長代理、

小野木委員、鈴木委員、長谷川委員

(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員

(使用者代表委員) 梶原委員、太箸委員

(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、

宮下賃金指導官、森賃金指導官、吉田賃金調査員

### 発言者・発言内容

#### 宮下賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会を開催します。本日は、使用者代表の濱谷委員が欠席との連絡を受けています。本日の配付資料は、会議次第に添付している資料に加え、労働者委員から2部追加の資料提出がありましたので、机上に配布しています。議事進行は中山(徳)委員長お願いします。

#### 中山(徳)委員長

第2回検討小委員会の審議を始めます。本日の議事録の署名は、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員にお願いします。

それでは、議題(1)特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無についての審議に入ります。審議に入る前に、事務局から資料について説明して下さい。

#### 高橋賃金課長

本日お配りした資料は、本年度の最低賃金に関する基礎調査における結果を集計したものですが、まだ集計途中でありますので、あくまで参考として御覧ください。

会議次第の下に1ページと振っていますが、4ページをご覧いただきますと、横向きの資料1-1は、一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄です。その右の各欄における数値は、当該金額以下の労働者数を累計で示しています。カッコ書きは労働者数全体に占めるその割合をパーセントにしたもので、いま見ていただいている全産業における合計数、左から2列目ですが、合計が、1,386,084人となっています。

926円の下に赤い線を引いているところより上が、最低賃金未満となるラインです。926円までの累計人數を見ると、22,071人が累計で、現在の愛知県最低賃金額未満です。7月19日現在の労働者数全体の合計が1,386,084人ですので、カッコ内の数値が1.6パーセントです

が、これが未満率で、現在設定されている最低賃金額を下回る労働者の割合です。

また、愛知県最低賃金が927円から引上げられた場合、当該金額の右の欄の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合、影響率です。しかし、この表はあくまでも暫定値ですのでご留意ください。

表は、事業場の規模別、労働者の年齢別にも分けています。本日の資料は、改定および新設決定の諮問業種についても、同じく暫定のものを業種ごとに付けています。決定されている特定最低賃金額については、青いラインで示しています。同様に見ていただければと思います。事務局からの説明は以上です。

### 中山（徳）委員長

事務局の説明について、何か御質問等はありますか。

### 木戸委員

ちょっとといいですか。規模別の30から99人というのは、30人以上とみておけばいいですか。100人未満のところだけということでしょうか。

### 高橋賃金課長

そうですね。それで結構です。

### 中山（徳）委員長

他にございますか。前回の第1回の検討小委員会では、金額改定と新設の必要性の有無について、諮問のあった8業種のうち、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の3業種については改定の必要性ありという御審議をいただきました。

残りの5業種につきましては、第2回目以降の審議となっています。その御意見をお聞きする中で、労働者側委員より染色整理業、電気機械器具製造業について参考人招致の申し出があり、使用者側委員の合意も得られています。なお、新設の百貨店・総合スーパーについては、参考人招致の申し出はありませんでしたけれども、今年度は主となる委員がここにおられますのでその意見を申し述べられます。では、労働者側委員に確認いたしますけれども、申し出がありました2名の参考人は本日来られていますか。

### 中塚委員

はい、2名とも来ていただいております。染色整理業につきましては、[REDACTED]、電子デバイスの参考人としましては、[REDACTED]に来ていただいている。いま隣で待機していただいている。

なお、[REDACTED]につきましては、参考人にあわせて付添人というかたちでも同行者がいらっしゃいますので、もし可能であればこの審議の進行におきましては、染色整理業を先行してやっていただければ、こちらとしては要望としてあげさせていただければと思います。なお、会場のほうには参考人のみの入室ということですので、付け加えさせていただきます。

### 中山（徳）委員長

本日の審議は、染色整理業、次に電気機械器具製造業の順番で意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

初めの方から御意見を伺いまして、百貨店・総合スーパーについても、委員のほうから意見をいただきまして、その後労働者側、使用者側の改正の必要性の有無についてご意見をいただくという順番で進んでいきたいと思います。

本日、労働者側、使用者側のほうから資料が提出されましたら、配付していただけますでしょうか。

それでは、労働者側から染色整理業の参考人として、[REDACTED]からの意見陳述を行います。事務局のほうで参考人を御案内ください。

### 西尾主任賃金指導官

事務局です。本日机上のほうに、この検討小委員会 2021 年 7 月 20 日付けのこの冊子と、もう 1 部こちら 1 枚ペラでございますが、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の 1 枚を頂いておりますので、こちらを参考に、参考人の意見陳述をお聞きください。

#### （ 染色整理業参考人入場 ）

### 中山（徳）委員長

本日は、本会議にお越しいただきありがとうございます。早速ですが、染色整理業の金額改定の必要性について、ご意見を伺いたいので、よろしくお願ひします。

#### [REDACTED] 参考人

私、[REDACTED] をしております、[REDACTED] と申します。よろしくお願ひします。私、染色整理で 22 年間現場もやってまいりまして、その中で、いま [REDACTED] という立場で、このようなお時間をいただきありがとうございます。染色整理という現場の声を少しでもお伝えできたらなど、今日初めてこういう場に立たせていただいているので、緊張していますが、じっくりお話をしたいと思っています。

資料をお配りしていると思いますが、特定最低賃金の意義を私も勉強しまして、染色整理という業界、そういった場を盛り上げていくには、やはり賃金を少しでも上げて、若い人が少しでも働ける、そういった職業にならないかなというのが私の想いであります。

染色整理、やはり 3K と呼ばれる、キツイ、キタナイと言われるのですが、そういった、今でも 3 交代でするようなところで、水を使いますので暑いですし、今日なんかも湿度もありますし、そういうところで若い人がなかなか入ってこないのが現状です。

ただ、いま尾張地域、昔でいうと尾張一宮ですね、今ちょうど七夕まつりをやっているのですが、昔は本当に栄えていたというのを昔の人が言っていたのを耳にするのですが、いま本当にシ

ヤッター街になっております。そういう意味でも若い人が少しでも入る職業にしていきたいなということを常々考えながら、私も [REDACTED] としてやっているのですが、なかなか新入社員として入ってこないです。

それはどうしてかというと、やはり賃金というところと、組合がない未組織というところがいっぱいあります。そういう未組織というところが、どうしても賃金が上がらない。で、最低賃金で雇って、今年も賃金が上がらなかつたというのをよく聞くので、そういうところがしっかりと賃金を上げて、また最初の入る窓口としても、賃金が少しでも、最低賃金じやない染色業というところの業界の最低賃金をできたら、もう少し若い人が入ってくるのじゃないかなということは、いま私の身に染みていつも考えていることです。

ちょっと資料をいろいろ揃えてはあるのですが、2枚目の愛知県における全国の生産量の出荷額ですが、今でも尾張地域を含めてですが、全国1位の業種になっております。そういう意味でも働いている人はいっぱいいるのですが、高年齢化しております、どうしても次に伝えていく人材確保がいま難しい状況です。いま尾張地域で呼ばれているのは、そういう若い人たちが入ってきて、なかなか賃金が上がらないので、やめていく人がいっぱいいて、繊維といいますと、やはり若い人は、ファッションとかそういうところで夢を持って入ってくる人が大勢います。そういう人たちが、どうしても賃金のことですか、そういうところで続かないという話もよく聞くので、愛知県で繊維業というところが今も続いていますが、今後もどんどん続いて夢のある職業でいってほしいなと思っております。この資料は、そういう意味でも、まだまだいま全国にシェアがあるというところも、今後どういうふうになってくるのかというところも少し危惧しているところです。

もう1枚目の初任給の額の話ですが、こちらも新入社員の初任給のグラフですが、いま平均の高校生の初任給が171,900円ぐらいになっておりますが、私たちの取り巻く初任給というものが166,000円になっており、やはりそういう意味では、その職業のところでも低くなっています。愛知県で初任給というのは170,330円ですので、そういう意味でも水準を下回っている業界が、若い人たちにとっても、もう少し産業を盛り上げる賃金になって欲しいなど常々思っております。

そんな中、もう一つ資料、最後の6番の資料にもあるのですが、染色整理業で携わっている私たちの業界が、今年も労使で協議して、妥結実績で3,037円で妥結して、去年よりも110円アップで妥結しております。そういう意味でも、少しではありますが、この組織の中では若干の賃上げもされているのですが、未組織のところで言いますと、まだまだ賃金を上げられていないのが現状であります。

最後になりますが、私からは、染色整理というその職業というのを、愛知県で閉ざさぬよう頑張って私もまいりていきたいと思っていますが、そういう若い子に対しても、少しでも魅力あるところの職業として、こういった場で審議していただけるのがありがたく思いますし、ぜひよろしくお願ひいたします。ちょっと私の思いだけをお伝えして、ちょっと雑駁すぎて内容が入ってこなかつたとは思いますが、思いだけをお伝え出来たつもりでいますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

**中山（徳）委員長**

ただいまの意見について、何か御質問などはありますか。

**小野木委員**

愛知県染色の資料 13-10、新規学校卒業者の初任給額で、産業平均の男子の高卒で 171.9 千円とおっしゃいましたけれども、染色はいくらですか。

**参考人**

染色は 166,000 円です。

**小野木委員**

女子はちなみに。

**参考人**

平均で資料がないのですみません。

**中山（徳）委員長**

他にいかがでしょうか。参考人はこれにて退席をお願いします。ありがとうございました。

( 染色整理業参考人退場 )

**中山（徳）委員長**

電気機械器具参考人として、[REDACTED] からの意見陳述を行います。

( 電子・デバイス参考人入場 )

**中山（徳）委員長**

本日は本会議にお越しいただきましてありがとうございます。早速ですが、電子・デバイス製造業の金額改定の必要性についてご意見を伺いたいので、よろしくお願ひいたします。質疑応答合わせて 10 分程度でさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**参考人**

まずもってこのような時間を頂きましてありがとうございます。私、[REDACTED]  
[REDACTED] を仰せつかっています [REDACTED] と申します。出身の単組は [REDACTED] というところで、私自身業務としてはプリント基板、はんだ付けを 10 年ほどやってきて、その後労働組合役員として現在に至るということでございます。今日は資料を使いながら、電機産業における状況、最低賃金の必要性ということでお話をさせていただきます。

お手元にある資料の 8 ページを開いていただきますと、皆さんご承知のとおりかもしれません

が、電機産業における現在の生産額であったり、出荷額を他県と比べてもダントツで高い水準にあるというところであったり、現在における日本社会の中での電機産業の位置づけ、デジタル化の遅れやテレワークの普及等で、我々の産業の果たすべき役割というのは非常に高まっている状況ということをまず申し添えつつも、今日すみません、当日追加の資料ということで配付をさせていただきました。

このグラフをもって、加えての説明をさせていただきます。まず上側、電機における現在の生産の状況ということで、直近の状況を示しています。コロナ禍で一時下がりつつも、電機産業を見ていただきますと、電子部品・デバイスのところを見ていただきますと、高水位を表している。

一方で右側のグラフを見ていただくと、在庫を示しています。非常に、半導体とか、現在電子部品の確保が厳しいというのは、この在庫の状況が下がっているところからも見て取れるかと思います。在庫が少ない中、踏ん張って生産に従事しているところも併せてお伝えしておきたいと思います。

また、下のグラフをご覧ください。国内総生産ということで、時間当たりの推移です。全産業を100とした場合の、製造業全体を見ると113%というところに対して、電機ははるかに高く144.4%という中で、電機産業の付加価値の高さというのがお分かりいただけるかと思います。

一方で雇用者報酬額を全産業と比較すると、製造業は5%増しの中で、電機が120.4%とというところがございます。といったところからも、しっかりと適正な賃上げができているというところは少し読み取っていただけるのかなと思います。こういう置き換えてみたときに、全産業の100というのは、いわゆる地域でいうところの地賃、それに対して電機産業が産業別最賃、まあ企業内最賃もございますが、その比率から見ても低いことが読み取れるのは一目瞭然かなということで、このことについては強く主張させていただきたいと思います。

続いて先ほどの資料9ページ目のほうを見ていただきますと、電機産業の中で企業内最賃、今年の1,000円のベースアップ、コロナ禍の中で他産業も苦労があった中で、電機産業としては1,000円のベースアップは評価できましたし、中小零細に波及させていくことが、この労働組合の役割であるということも、危惧しながらお伝えさせていただきたいと思います。

また、その下には他県との比較10ページにもございます。地賃ランクAランクの中でも愛知県は断トツ最下位にありますし、Bランクのところにも一部負けている県もあるというのが状況ですし、他産業に比べても低いことが読み取れるかと思います。

最後になりますけれども、現在の電機産業で働く仲間が、多くの働き方として、働き方が変わってテレワークが進んでおります。一部では働き方の満足度が上がっているものの、やはり私もそうですが、現場出身の現業部門からは不満が高まっているのも現状でございます。しっかりと企業が人材を育て成長していくためには、エンゲージメント向上、モチベーション向上をし、させるためには、底支えとなる賃金格差の是正というのは必要であるということを申し伝え、私からの訴え、御意見とさせていただきます。以上です。

**中山（徳）委員長**

はい、ありがとうございます。ただ今の意見につきまして何か御質問などはありますか。

はい、どうぞ。

**小野木委員**

最低賃金に関係ないですが、最初説明いただいたペラの資料の上の右側、在庫はやはり半導体不足ということが原因なのですか。

**参考人**

そうですね。半導体が今一番大きな影響を受けています。

**小野木委員**

在庫が減っているにもかかわらず、生産は多少減っていますが、生産には影響が出ているのですか。

**参考人**

生産に影響が出ないようにやりくりしながら生産を進めている状況です。

**小野木委員**

これ、半導体不足というのは解決の見通しはあるのでしょうか。

**参考人**

そうですね、当然生産能力を上げていくというところも必要ですし、このコロナ禍の中で海外製に頼っていたところもありますので、国内生産を増やしていくということは解決策の一つになるのかなと思いますが、いかんせん、いろんな国内メーカーが生産をシフトしているのも現状でありますので、そういったところは戻していく必要があるのかなと思っています。

**小野木委員**

一言で言って、生産は好調なのですか。

**参考人**

苦しみながら好調を維持しているという状態です。

**小野木委員**

はい、ありがとうございます。

**中山（徳）委員長**

他にございますでしょうか。

はい、今日はどうもありがとうございました。参考人の方はこれで御退席をお願いします。

( 電子・デバイス参考人退場 )

**中山（徳）委員長**

それではここで、労使双方から今の参考人の意見を受けまして、賃金改正決定の必要性の有無について御意見を伺いたいと思います。労働者側からお願ひします。

**中塚委員**

現場の実態等を含めて、先ほどの参考人の方々から思いを含めて発言をいただいたところだと思いますので、その点については皆様にも御理解をいただいたところだと思っております。

それも踏まえながら繊維産業につきましては、近年繊維のみならず自動車産業、こういうところ、衛生環境も含め、私たちの生活にも支える重要な業種でもあり、かつ、愛知県、先ほどもご説明がありました、全国で一位のシェアを誇っているところでございます。

他方で、先ほどもございましたが、高齢化が進んでいること、継承不足、それらを取り巻く課題の深刻さも増しているという状況でもございます。この危機感を持った企業、特に若い後継者の皆さんにつきましては、愛知におきましても様々なイベントを今実施しているところで、こういうのは新聞報道でも見る部分も多いかなと思おっておりますけれども、人を呼び込む、この産業に人を呼び込むことで、愛知として全体で経営者の皆さんも動いているのであろうと私たちも感じているところでもございます。

また、賃金政策の水準、これを見たときに、19歳の愛知のこの繊維産業の金額につきましては、他の産業と比べてもやはり低い水準となっているというものが、私が見たデータでも出ていたところでもございます。時給換算したときに優に1,000円を切っている、900円台だったというところもございましたので、先ほどもご説明もありましたが、これら課題を共有しているからこそ、この労働組合がある労使でこの課題を共有して、この春闘においても改善が図られているということだと受け止めている部分でもございます。

今年度提出した水準としましては、地賃との現在の差異としまして33円ということでもございますけれども、これら先ほどの現場の思いも含めて、この特定最賃の位置づけについて是非とも必要性ありを含めて御審議いただければと思っています。以上です。

**中山（徳）委員長**

続きまして、使用者側委員、ございましたらお願ひします。

**梶原委員**

我々も、繊維産業が製品出荷額全国1位ということで、重要な産業だということは、その点では全く異論はないと思います。ただそれと、最低賃金の必要性というのは、またちょっと考えねばいかんかなと思ってはいますけれども。ここ10年近く必要性なしというようなことがこの場でも検討されてきた、結論として出ている中で、今年度また新たにこういったか

たちで出すというところで、なにか変化点みたいなことというのは特にあるのでしょうか。必要性があるということについて、去年までと違つて、こういう点があるんでこれは認めてもらわないといけない、認めるべきだという、そういういた何かというものはございますか。

### 中塚委員

やはり先ほど言っていた、まだ労働組合がない企業が多いというところも含めて、いろいろ賃金政策を、過去のデータも見たときに、昨年度よりも今年度のデータ、この繊維産業、さらに低くなっているという数字が出ておりましたので、こういう課題、より各労使非常に課題認識は持っているんだろうと思っています。なので、こういうところの産業としての賃金水準はどうあるべきかを話し合う場が、この特定最賃の位置づけでもあるので、そういう点でも、こちらとしては主張点としてまず挙げさせていただきたいなと思っています。

### 梶原委員

今のことばは、はい。ただこの場はあくまでも最低賃金を考える場であるので、水準云々というのは、各企業のいろいろな経営状態とか、いろんなもので判断されて最終的な審議で決まりますので、その点で我々と同じ議論ができるのかなという意味で違和感を感じるのが正直なところです。

### 木戸委員

中塚委員が言ったように、労働組合があるところは労使で協議して、その企業のことも含めてしっかり議論をして上げていけばいいというところはおっしゃるとおりだと思いますけれども、我々は、それ以外の組合のない人たちにも波及させるべく、特定最賃は必要なんだということを都度言わせてもらっています。

その中でこの以前の資料の労働協約ケースで出させていただいている状況があつて、4割の人たちはこの労働組合がある状況でいますけれども、その他6割の方たちは、頼るべきものは特定最賃だと思っています。

梶原委員が言われたとおり、10年近く染色に関しては必要性なしとしてきたその結果が、先ほど言った賃金政策の部分での開きに向かっていっているというふうなことじゃないんでしょうかね。

### 梶原委員

一部分はあるかも知れませんけれども、最低賃金を引き上げることと、企業が労働者の福祉を考えることによって賃金を引き上げるというのは全然別の話ですので、ここはあくまでも最低賃金という、いわゆるセーフティネットのことを考える場ですから、そのへんできつと先ほどの議論としては、よく判断しないというのが我々の考えですね。

あくまでも愛知県、産別のある300万人から200万人ぐらい労働者がいる中で、繊維の業界に去年若干2,000人弱ぐらいですよね。2,000人ぐらいの方をいわゆるフォローするかたちでの最低賃金の設定というのがなぜ必要なのかというようなことが明らかにならないと、

なかなか我々としては理解できない、納得ができないなというようなところだと思います。

あと労働組合のないところへの波及というのは、それはそれで一定の意味があるのかなと思いますけれども、あくまでも賃金を決めるのは労働市場であり、企業労使ですので、労働組合がないところに対して、企業の水準がこうだからこうするというものは、なかなかどうなんだろうねというのが私たちの元からのスタンスですね。

### 木戸委員

人数が少ないからいいだろうという、そういう議論というのはどうなんかなというふうにちょっと残念な思いがしますね。そういった意味でも、しっかりと我々の組合は一人でも取りこぼさないようにといったところで考えていけば、ちょっと人数が少ないからという議論というのは、この場では控えたいなと思っていますけれども。

### 梶原委員

逆に言わせれば、人数が少ないということは、いつも申し上げますけれども、特定最賃の適用されているのは愛知県の労働者の10数%なのですよね。その他のその方たちを、こういった特定最賃という業種で設定することによる保護政策が正しいのかどうかというのが、我々が理解をもう少し深めたいと思っている点なんです。だから単純に人数が少ないとを言っているのじゃなくって、そこはご理解いただきたい。

### 木戸委員

わかりました。そういうことですね。じゃあ先ほども参考人の方が見えましたけれども、我々個人的には全く繊維産業に関わっていないわけじゃないですか。我々が必要性がなしだとかありだとか決めるんじゃなくって、その産業に集う使側であったり、労側の方たちが、しっかりと自分たちの産業を賃金をいくらにすんだと決めていってもらうほうが有意義だというふうに思っていますけれども。そのへんどうですか。

### 梶原委員

その考えは、そういう考え方一つの考え方であるとは思います。ただ、審議会の場として僕なり濱谷さんなり太箸さんというのは、そういった方々の意見を聞いたうえでこの場に臨んでいますので、ですので、我々の意見が、経済団体が何も知らずにこの場に来て座っていて、適当なことをしゃべっているんだよというようなことではないということだけはご理解いただきたい。我々もそれなりの責任をもってここに座っていますので、その辺はご理解いただきたい。今までそういうかたちでやってきてはいますので、考え方としては別に反対することはありますけれども、ただ今のやり方も間違っていると思っていませんので。

### 中山（徳）委員長

はい、ではご意見も出して、現場は見ないですけれどもここでは、最終的な決定は第3回に引き続きということで、染色業についてはもう一回ということにしたいと思います。

次ですけれども、電気機械器具製造業、これについてまた賃金改正決定の必要性の有無について御意見があれば伺いたいと思います。労働者側の方よろしくお願ひいたします。

### 中塚委員

取り巻く環境等につきましては先ほどのとおりではございますけれども、参考人の方から様々ご説明をいただいたところだと思います。それらを含めて、今年度春闘におきまして、電機産業が今年度の春闘をほぼ引っ張っていただいた業種の一つだと思っています。自分たちの立ち位置がどこにあるのかといったところを分析したうえで、労使でその課題に向けてどうあるべきか、というところを含めて話し合った結果が、企業内最低賃金の引上げ、また月額の引上げ、こういう結果にも繋がっているのだろうと思っています。

この結果を先ほど私たちも意見として述べさせていただいておりますけれども、労働組合の無い組織に対して波及というところを含めて、どういう金額が産業にとって必要な金額なのか、これを議論する場がこの特定最賃だと思っていますので、そういう意味でも、この結果をしっかりと受け止めたうえで審議が必要であるということでもございます。

また、このAランクの中での位置づけというところでもございます。この電器産業、私もいろいろ見ましたけれども、全国で一番特定最低賃金の審議が多く行われている業種の一つということでもございます。そういう中でも特にAランクにおいては、大阪、埼玉、千葉ではしっかりと審議がされ、昨年度においても引上げがされているところでもございます。

先ほども参考人からもございましたが、それらを含めてこの地域、愛知が2番目に誇っている、この電機産業という位置づけでもありながら、この金額審議も行われていない状況、これに非常に課題認識を持っているところでもございます。

今回の労働協約ケースでの申し出につきましても、労使で確認した、70%での結果で提出させていただいておりますので、これら実態も踏まえて、非常に必要性があると私たちは考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

### 中山（徳）委員長

使用者側から意見がございましたらお願ひいたします。

### 梶原委員

先ほどと同じなのですから、電機関係の労働協約、大手が多いですね。大手もしくは大手のグループ会社子会社。毎回申し上げていますけれども、そういう大企業で結ばれた労使協定の平均額を、中小企業にそのまま持ってくるというのはなかなか厳しいものかなといつも思いますね。確かに業界内での環境格差、同じ産業内での格差是正という意義はわかりますけれども、今これだけ厳しい状況の下で、企業の平均がこれだけだったら中小企業もそれにしろというのはなかなか厳しいのが現実じゃないのかなというふうには思います。

そういう意味で波及効果ということ自体は否定するわけではありませんけれども、限界があるし現実は難しいのではないかというふうには思います。これは電機に限らずほかの業種でも一緒だと思います。

**中山（徳）委員長**

はい。

**木戸委員**

平均って何かありましたか。今おっしゃられましたけれども。平均のお話って、させてもらいましたでしょうか。

**梶原委員**

実際にここに数字が、水準、それぞれ産別、産業ごとに出ていますけれども、それを見ても比較的高いものですから、それは実際の中小企業、そちらの方が実際に労働者の方がたくさんいらっしゃると思いますけれども、なかなか厳しいのかなというのが毎回申し上げている点かなとうふうに思います。

**木戸委員**

我々がどちらかというと重視しているのが、最低金額という感じで思っていますが、だから、電機で言えば980円というところを目指すべきなのじゃないかなと、70%以上の人たちが980円よりも高い金額で働いている。残りの30%も980円に近づけるべきなんじゃないかなという話なのです。

**梶原委員**

その点はわかります。ただ、980円にしても、それはあくまでも企業内で、企業の経営とか、いろいろなもろもろの指標を労使できちんと確認をしたうえで、じゃあうちの会社はこの水準でいいっているというようなことで、労使で確認したらいいので、そういう面からもまあ選択肢は980円ですけれども、そういう面からも労使協定を結んでいる他の企業への波及というのは単純にはいかないなというふうには思っている点です。900円でも実際927円で、50円以上の差がありますね。一気に50円というのはなかなか大きな数字ではないかなと、中小にとっては、とは思います。

**中山（徳）委員長**

はい。ありがとうございました。これも労使意見は一致しませんで、次回のときに判断したいと思います。

最後に百貨店・総合スーパーについて新設決定の必要性の有無ですけれども、こちらは労働者側に安藤委員がいらっしゃいますので、安藤委員の御意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

**安藤委員**

はい、資料としては、14ページからになります。今回申出要件として参加させていただいて

おりますが、この場では、百貨店・総合スーパー業で働いております一従業員というか、今回、百貨店・総合スーパー業の特定最賃の新設を必要とするということに関して思いを述べさせていただきたいと思っています。

私たちが今回、百貨店・総合スーパー業の最低賃金が必要だと考える理由としましては、もともとやはり愛知県の中では、2020年の愛知県の産業別就業者数の構成比という調査がありまして、やはりものづくり愛知というだけあって、一番は製造業なのですね。ただ、卸売小売業というのが製造業に次いで二番目に多い構成比、約15.5%の愛知県で働く労働者がそこで働いているというかたちになっています。643,000人がそこで働いているというかたちになっておりますので、そういった卸売小売業というのが、この愛知県を支える、地域を支える産業の一つであるというふうに私たちは考えております。今回コロナ禍が去年からずっと続いておりますが、これはどの業態や業種によっても、働いている者への暮らしや生活に負担や不安を与えることと思います。しかしながら業種業態によって休業をするかどうかとか、業績などへの影響とは言ってもそこは大きく異なっているというふうに認識をしています。

その中で社会機能を維持するために、私たち百貨店・総合スーパー業、小売業で働く人々は、エッセンシャルワーカーというかたちで、緊急事態宣言の中でも、感染の不安や恐怖と闘いながら皆さんの日々の生活を支えるという役割を果たしてきたというふうに自負しております。この最前線を支えるのは、正社員もそうなのですけれども、やはり現場に立つのはパートタイマーであったり、契約社員又派遣労働者といった、実際には時給で働く労働者が一番主だと考えておりまして、その方々は家族的な責任を持った生活者であるということを私たちは認識しております。今回こういった小売業の中では、コロナ禍で失業した飲食であるとか、いろんな業態の方々の雇用を受け入れる社会基盤としての役割も小売業は担っているというように考えております。ですので、今までコロナ禍の中で命を懸けて懸命に仕事を支えてきた労働者の、この期間の努力に報いるためにも、そういった人たちに特定最賃の新設が必要であるというように考えております。

今回の金額の根拠といたしましては、提出させていただいた14ページの資料の方にもあります、令和3年4月の商品販売職業の求人募集、下限平均賃金が977円となっておりまして、前年から1.8%増加しております。また、求人倍率も1.38倍ということで、求職者の希望賃金は974円というふうになっておりまして、地域最低賃金の927円とは大きく開きがあると考えております。私たち流通関係の組合があります、UA ゼンセンの賃金調査というところにおきましても、愛知県のパートタイム契約社員の組合である、単労平均賃金は1,059円というかたちであり、加盟組合の企業ベースにおきましては、去年のものになりますが、2020年の地域別最低賃金引上げの影響率は8.7%に留まっているというかたちでございます。

今回なぜ特に、商品小売業ということもありますが、なぜ特に百貨店・総合スーパー業に関して新設をしたいかと言いますと、前回にも資料を出させていただきましたが、労働協約の締結による合意比率が72.6%と、全労働者の中の72.6%と非常に高い数字であります。なので、特定最低賃金の趣旨であります公正競争の確保に向けて、残り約3割の事業所にもこの効果を波及させるべきであるというふうに考えておりますし、やはり実態に合わせて金額改定が必要であると考えております。

今回出していただいた会議次第の中にあります資料のほうにも、100人未満のところ、36ページ目の中に、7月19日時点での暫定資料を出させていただいておりますが、この中でも927円をはるかに上回って、950円のところから、100人未満のところでも働いていらっしゃるよということもありますので、実態に合わせるということを考えると、今回新設をさせていただいて、その実態に合わせた金額ということで、それ未満で働いている方にも、特定最賃を波及させていきたいと考えております。以上です。

### 中山（徳）委員長

今の意見を受けまして、使用者委員から何かあればお願ひします。

### 梶原委員

小売業でなく、百貨店・スーパーだけを取り上げたというところで、公正競争の確保ということをおっしゃいましたけれども、何か問題が起きている、公正競争を妨げるような場合は、スーパー・百貨店、だいたい大手企業が多いと思うんですけども、そういうところで何か起きているのですか。そういう事例があるのでしょうか。

### 安藤委員

具体的な事例として把握しているわけではないですけれども、7割の労働者が今回の私たちが新設している947円以上の金額で働いている。残り3割の者がそれ以下の可能性があるという中で、先ほどセーフティーネットという話もおっしゃいましたけれども、私たち労働集約型産業ですので、それによって人が集まらなければ、結局企業自体の存続にもかかわってくるじゃないですか。

そうすると、今回と同じように引上げることで人が集まってくれば、多様な企業がそれぞれの方で公正競争ができるということになりますので、3割のところが、今回の私たちの労働協約の金額に満たないところで働いている可能性があるというのが是正されるべきじゃないかと思います。

### 梶原委員

公正競争って、そういう意味ですか。

### 安藤委員

そういう意味だと思っているのですけれども。

### 梶原委員

最低賃金はまず公正競争と、ちょっと僕は違う意味合いで捉えていたのですけれども、言わば賃金切下げとかいうことも行って、労働者に不利益を与える、だからそういうことの無いように、特定最賃じゃない企業内最賃を決めるというのがある、そういうような話だと理解をしていましたけれども。だから問題があるなど。そんなことをやっている企業は今どきないなというのが共通の認識だと思いますし、数年前に対象労組さんも、そういったことは今は実際ないよねというような話もあったような記憶がしますけれども、そういう意味じゃなかったですか。

小売業の中で、百貨店・スーパー以外のところというのは、労働組合さんがない小さい企業さんがやっぱり多いのですね、当然。

**安藤委員**

そういうところもやはりありますね。

**梶原委員**

そういうところが多いのですね、やっぱりね。そういったところは特定最賃はいらないですか。そこらへんはどういうふうに考えますか。それは地賃でカバーすればいいのかな、ということです。

**安藤委員**

ではないのですけれども、まずは多くの労働協約のところで、合意比率が高くなっている百貨店・総合スーパーから対象というか、一つ一つまず上げてそこからさらに商品小売も上げていきたいと思っています。

**梶原委員**

その場合どういったかたちで申請されるのですか。

**安藤委員**

その次の商品小売は、そういった労働協約ケースをまず増やしていく必要があると思っています。それに対応する労組のところを引き上げていかないと、それ以外の労働組合の無い会社に波及はできませんから、それはまた数が少ないとこどもありますので、合意する必要はあると思っています。

**中塚委員**

基幹的労働者の数を入れて、小売業 24,060 人、そのうちこの百貨店・総合スーパーは 15,822 人 約 7 割ということもありますので、当然そこがきっかけで、この新設も含めれば、波及といいう言い方があれかわかりませんけれども、さっき安藤さんがおっしゃったところにつながると思います。

**中山（徳）委員長**

はい、ありがとうございます。労使御意見を伺いましたけれども、今のところ意見の一致は見られておりません。この判断につきましても、次回第 3 回目ということにさせていただきたいと思います。

では、決まっているのは、第 1 回検討小委員会で決まった 3 業種で、残りの 5 業種については第 3 回検討小委員会で決定するということにしたいと思います。

では、続きまして、議題 (2) その他です。各委員あるいは事務局から何か議事はありますか。

### 西尾主任賃金指導官

次回の日程の御連絡をいたします。第3回検討小委員会の開催は8月4日（水）午後3時より会場は3階大会議室での予定となっています。

### 中山（徳）委員長

他にご意見等、ありますか。

先ほどの公正競争のガイドにつきましては、最低賃金決定要覧の214ページ、あと178ページですか。それと216ページのところに中央最低賃金審議会の見解が出ておりますので、それを御参照ください。

特にご意見等なければ、以上をもちまして本日の委員会は閉会します。皆様、本日はありがとうございました。

（署名欄）

委 員 長

（中山（徳）委員長）

労働者側代表委員

（中塚委員）

使用者側代表委員

（梶原委員）

令和3年7月20日 第2回検討小委員会 議事録

## 愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会議事録

令和3年8月4日（水曜日）

午後3時00分～午後6時15分

名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

- 出席（公益代表委員） 中山徳良委員長、中山恵子委員長代理、小野木委員、鈴木委員、長谷川委員  
(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員  
(使用者代表委員) 梶原委員、瀧谷委員、太箸委員  
(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、宮下賃金指導官、森賃金指導官、丹下賃金調査員

### 発言者、発言内容

#### 宮下賃金指導官

ただ今より愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会を開催します。本日の委員の出欠状況ですが、全委員が出席されています。

本日の配付資料ですが、会議次第とセットになったもの1部です。資料につきましては後ほど事務局よりご説明させていただきます。

それでは以降の議事進行につきまして中山徳良委員長、よろしくお願ひいたします。

#### 中山徳良委員長

それでは第3回目の検討小委員会です。よろしくお願ひします。

早速ですが、本日の議事録の署名についてです。労働者側は中塚委員お願ひいたします。使用者側は梶原委員、お願ひいたします。

（両委員了承）

#### 中山徳良委員長

議事に入ります。労使双方から資料の提出等はありますか。

（特になし）

#### 中山徳良委員長

では議題（1）愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。まず事務局から本日の資料について説明をお願いします。

### 西尾主任賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料1は賃金実態調査に基づく総括表の確定版です。資料1から9まで業種がふってあります。1は全産業合計と、2から9が改定・新設諮問の8業種について業種ごとに取りまとめた資料となります。集計データをすべて入力した「確定値」となります。表の見方については、これまで説明させていただいたとおりですが、現在の特定最低賃金額の記載された行の上には青色の線を付しています。14ページをご覧ください。こちらは鉄鋼ですが976円ですので、975円との間に青色の線引きをしています。こちらの線のすぐ上の列の人数27人が現在の特定最低賃金額未満の方の人数で、人数直下のカッコ書きの数値、2.2%が特定最低賃金額に対する未満率となります。資料説明は以上です。

### 中山徳良委員長

ただ今の事務局の説明について、ご質問がありましたらお願ひいたします。

( 特になし )

### 中山徳良委員長

第1回検討小委員会では、金額改定・新設の必要性の有無について諮問がありました8業種のうち、「鉄鋼業」、「はん用機械製造業」、「輸送用機械器具製造業」の3業種について、改正の必要性ありと審議をいただきました。第2回検討小委員会では「染色整理業」「精密機械器具製造業」について参考人招致による意見陳述をしていただき、「百貨店・総合スーパー」については新設の必要性を労働者側委員から説明をいただきました。先ほど事務局から説明がありました、新設1業種を含む5業種について本日改定・新設の必要性の審議に入りたいと思います。ではまず、新設1業種を含む5業種についての改定・新設決定の必要性の有無について、労使各委員のご意見をお伺いしたいと思います。初めに労働者側委員からお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

### 中塚委員

私達としましては、第1回で資料を示させていただいたとおり、各業種別の部会を設定し、その委員から作成していただいた資料を提出させていただきました。それらを含めてこの必要性を求めているというところです。是非これらの資料を基にご審議いただければと思います。以上です。

### 中山徳良委員長

使用者側委員、いかがでしょうか。

### 梶原委員

前回、必要性のご意見をいただいたということですが、なかなか我々としては合意的な理由が見出せていない、難しいというのが現状の判断です。

**中山徳良委員長**

ただ今それぞれの意見を伺いましたけれども、意見の一致がみられませんでした。いったん休会として個別にお話を伺いたいと思います。

( 全委員承認 )

**中山徳良委員長**

では一旦休会とします。

( 休 会 )

**中山徳良委員長**

それでは再開したいと思います。改めて、労使双方のご意見を伺いたいと思います。初めに労働者側委員からお伺いしたいので、お願ひいたします。

**中塚委員**

これまでも主張してきたとおりです。各産業に求めるものを含めて私達としては今後、必要性あり、そしてこの業界にとっての賃金がどうあるべきかをしっかりと話し合う場を確保していただきたいことを強く主張してきたところです。その主張については変わりないということです。

**中山徳良委員長**

使用者側委員からお願ひします。

**梶原委員**

いろいろと議論を重ねてきましたが、我々としては、地賃額を上回る特定最賃の設定の必要性と合意性の理由は見出せていないというのが正直なところです。従いまして今年度につきまして、議論している業種については必要性なしという判断をさせていただきたいと思います。

**中山徳良委員長**

個別協議等で議論を重ねてきましたが、結果としましては第2回検討小委員会で継続審議としました改正4業種については、いずれも改正の必要性ありとすることができなかったという結論になりました。

また新設1業種についても、新設の必要性ありとすることはできないという結論となりました。

以上の内容を踏まえて本審への報告書の作成に入りたいと思います。事務局で報告書（案）の準備に入ってください。

（委員長が報告書（案）を確認）

**中山徳良委員長**

報告書（案）を配付してください。

（報告書（案）を配付）

**中山徳良委員長**

事務局で報告書（案）の読み上げをお願いしたいと思います。改定と新設に分かれていますが、続けて読んでいただければと思います。

**西尾主任賃金指導官**

（案）

令和3年8月5日

**愛知地方最低賃金審議会**

会長 中山恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会  
検討小委員会  
委員長 中山徳良

愛知県の特定最低賃金（7業種）の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県の特定最低賃金（7業種）の改正決定の必要性の有無について

1 以下3件の最低賃金について、改正決定の必要性有りと認める。

- (1) 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
- (2) 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- (3) 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

2 以下4件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとすることはできない。

- (1) 愛知県染色整理業最低賃金
- (2) 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- (3) 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (4) 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金

**西尾主任賃金指導官**

続きまして、新設です。

(案)

令和3年8月5日

**愛知地方最低賃金審議会**

会長 中山恵子 殿

**愛知地方最低賃金審議会**

検討小委員会

委員長 中山徳良

**愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について（報告）**

当小委員会は、令和3年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

**中山徳良委員長**

今、改正と新設、2件の報告書（案）があったと思いますが、ご確認いただき何かご意見があればお願いします。

( 特になし )

**中山徳良委員長**

なければ、これでご承認いただきたいと思います。

( 全委員承認 )

**中山徳良委員長**

報告書(案)の案を削除し、当委員会の意見として、明日開催予定の本審へ報告いたします。

議題(2)その他ですが、各委員の皆様、何かありますか。

( 特になし )

**中山徳良委員長**

事務局から何かありますか。

**西尾主任賃金指導官**

第502回愛知地方最低賃金審議会本審は、この会場におきまして、明日午後1時30分より開催となりますのでご案内申し上げます。よろしくお願ひします。

**中山徳良委員長**

以上をもちまして、本年度の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の審議を終了いたします。労使委員の皆様、本当に真摯なご議論をいただきありがとうございます。委員長として感謝を申し上げます。ではこれで終了いたします。ありがとうございました。

(署名欄)

委員長

(中山徳良委員長)

労働者側代表委員

(中塙勝男)

使用者側代表委員

(鶴原泰昌)

令和3年8月4日 第3回検討小委員会 議事録